

はじめに

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療としてわが国に根付いてきたものであるが、これらの療法の成立と発展の歴史は、それぞれ異なる。鍼灸医学は、古代中国医学書とされる「黄帝内経」の成立から考えるとほぼ2000年の歴史がある。そして、わが国には、6世紀に伝来し、日本の正当な医学として採用されたのは奈良時代以前と考えられている。あん摩マッサージ指圧は、3つの手技療法の総称であり、そのうちあん摩は鍼灸と同様に6世紀に伝承され、701年には国の医療として位置づけられた。マッサージはフランスで体系化されたものとされており、日本には明治中期に導入されたものである。指圧は東洋医学を応用して日本で永年行われてきた手技を大正時

代に確立したものとされている。

明治維新以降、わが国は、いわゆる西洋医学を正当な医学医療として位置づけたため、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、国の医療制度とは異なるものとして法律が整備されていくこととなった。明治後期には、鍼灸営業の免許鑑札制度が公布され、太平洋戦争終結後には、現行の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に直結する法律が制定されている。

1. 過去20年間のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の動向

2016年のはり師きゅう師の免許登録者数は、340,251人、あん摩マッサージ指圧師の免許登録者数は、191,608人となっている。これは、1997年に比べ、はり師きゅう師で126,783人、あん摩

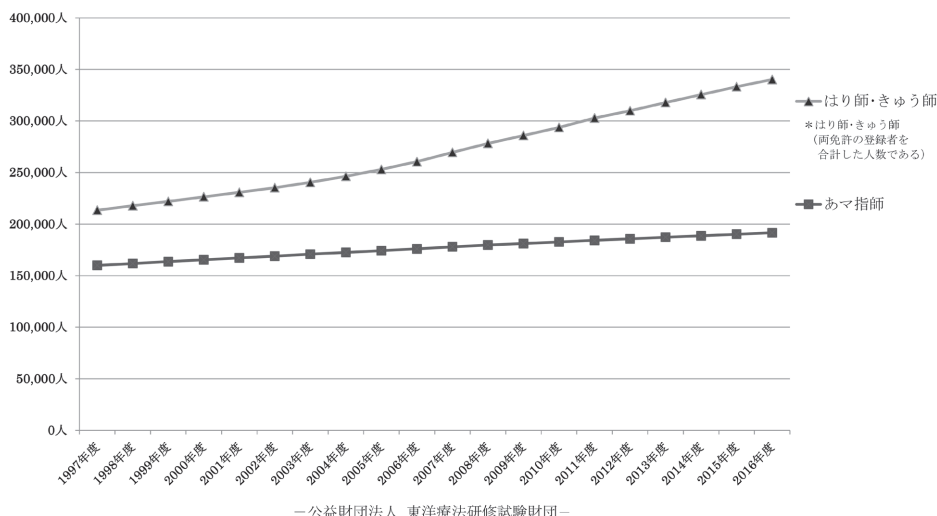


図1 免許登録者累計の年次推移

*¹ Massage Therapist, Acupuncturist and Moxibustionist

*² Ayumu Sakamoto 全日本鍼灸学会副会長、東京医療専門学校

表1 2016年度 あはき師養成機関数（総計167）

区 分	国公立	私 立	合 計
大 学	1	11	12
専門学校	0	91	91
視覚特別支援学校 ^{注1}	62	2	64

^{注1} 視覚特別支援学校には、厚生労働省所管の視覚障害センター等を含む

マッサージ指圧師で31,628人増加している。なお、1998年まで、この職種の学校養成施設は、その養成規模がほぼ固定されていたが、1999年より、はり師きゅう師の学校養成施設の新規参入が認められたため、急速にはり師、きゅう師の資格者が増加している（図1）。また、登録者の男女比は公表されていないため正確にはわからないが、公益社団法人東洋療法学校協会が定期的に実施している入学者調べでは、2016年度の入学生は、男性が約60%、女性が約40%となっている。

2. 法制度と免許制度（文部科学省と厚生労働省の役割）

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」では、医師以外の者が当該業務を行う場合は免許を受けなければならない旨規定されており、免許を受けるためには、学校または養成施設において所定の修業をおさめることのほか、厚生労働大臣の行う国家試験に合格しなければならない旨規定されている。現在、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下、あはき師）の養成は、大学、専門学校、特別支援学校等で行われている。大学と特別支援学校は、文部科学大臣の認定、専門学校の設置は都道府県知事の認定が必要なことと高等教育機関に属していることから、修了した者に対し、専門士あるいは高度専門士の称号が文部科学省より付与されている。また、それぞれの養成機関は、あはき師に係る学校養成施設認定規則（文部厚労合同省令）に基づく教育を行うこととなっている。なお、あはき師の免許は、公益財団法人東洋療法研修試験財団が登録、試験事務を行っている。

3. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

あはき師は、施術所勤務あるいは開業して施術に就いている者が多いが、その他、病院、医院などの医療機関や老人保健施設、福祉施設、スポーツ関連施設などでも従事している。また、昨今では在宅における医療マッサージや鍼灸治療なども注目されており、職域が少しずつ広がっている。業務内容は、主に運動器系の愁訴に対する施術となるが、健康維持増進のために施術を訪れる利用者も相当数ある。また、スポーツ選手やスポーツ愛好家のコンディショニングやリハビリテーションの一環として利用されるケースもある。さらに昨今では、美容分野や婦人科系の愁訴に対する治療も増えており、女性利用者も多い。

4. 教育機関の数、国公立私立の別

前述したように、1999年以降、はり師きゅう師に係る学校養成施設は、増加し続けてきた。現在、あはき師養成施設は、大学と専門学校で103校、特別支援学校等で64校となっている。表1に国公立、私立の別、並びに大学、専門学校、特別支援学校の内訳を示す。

5. 卒前教育課程

あはき師に係る学校養成施設認定規則に基づき、大学、専門学校などで3年以上の修業期間が定められている。大学における4年課程、専門学校の3年課程がほとんどであるが、2018年度からは、現行のカリキュラムが大幅に変更され、あん摩マッサージ指圧師課程85単位、総時間数2,385時間以上、はり師きゅう師課程94単位、総時間数2,655時間以上、あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師課程100単位、総時間数2,835時間以上と規定される。この度2017年のカリキュラム改正では実践的教育に重きが置かれ、臨床実習も大幅に増えている。このカリキュラム変更の流れは、文部科学省が進めている実践的職業教育の方針にも合致しており、いわゆる知識偏重教育から臨床の現場で活用できる知識、技能、態度の習得のための人材養成にシフトしていると考えられる。

6. 卒後研修制度

制度化された卒後研修はないが、厚生労働省が認可する教員養成機関（2年課程）では、2,100時間以上の実践的教育が施されている。この課程は、あはき学校養成施設において専門基礎科目と専門科目をすべて教授できる教員資格を付与すると同時に、臨床能力の向上のための教育課程となっている。また、2018年度以降は、前期課程（臨床専攻課程）29単位以上、後期課程（教員養成課程）37単位以上と変更されることとなっている。ここで言う、臨床専攻課程とは、あはき師の資格を得てからさらに臨床能力の向上を図るための課程であり、教員養成課程とは、臨床専攻課程修了者が教員の資格を得るための課程である。この他、学術団体、業団体が実施している各種講習会などが多数ある。鍼灸関連4団体が実施している2年間の包括的卒後研修が2014年より開始されているが、まだ参加者は少ない。同様にあん摩マッサージ指圧師のための訪問マッサージ講習会も2013年より毎年開催されている。さらには、公益財団法人東洋療法研修試験財団では生涯研修を実施している。一方、あはきの療養費取り扱いについて適正化を進めるために、必要な卒後研修や実務的研修が望まれており、今後の課題である。

7. 学会の専門家認定制度

公益社団法人全日本鍼灸学会において認定制度

が実施されている。現在は、認定履修基準に基づき5年間で80単位以上を取得し、認定試験に合格した者を同学会の認定鍼灸師としている。なお、認定は5年ごとの更新制となっている。

最後に

あはき師の国家試験は、他の医療職種と同様、客観的試験（4肢択一式）であり、技能に関する部分は学校養成施設の判断に委ねられてきたが、一定の水準を確保するために、相互評価についても試行的に実施されている。厚生労働省において検討された、あはき師学校養成施設カリキュラム検討会の報告書にも将来的な課題として記載され、今後の重要課題となっている。また、新たな職業教育機関として位置づけられる専門職大学も早ければ2019年度から開学される予定であるが、現行の大学や専門学校も実践的職業教育機関としての役割が期待されている。現在、職業実践専門課程として文部科学大臣の認定をうけている専門学校も多数あるが、義務づけられている自己点検のみならず第三者評価、分野別評価なども試行的に実施されている。今後さらなる充実が必要である。これらの流れを受け、卒後の教育も関係団体と連携して行う必要があり、教育側と業界団体、学術団体と意見交換が盛んに行われつつある。